

## 「ふくしまプライド。」ロゴマークの使用基準

(目的)

第1 「ふくしまプライド。」ロゴマークを、福島県産品等の魅力をPRする目的で広く適正に活用していただくため、使用基準等を定める。

(定義)

第2 ロゴマークとは、以下に定めるものとし、使用に当たっては福島県が提供するデザインの画像データを使用する。

- (1) 縦横の比率や文字色等のデザインの変更は認めない。
- (2) 背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。
- (3) 文字のロゴマークは下記の3色とする。

- ア 白色 (K0%)
- イ 灰色 (K60%)
- ウ 黒色 (K100%)

※色は、CMYK カラーモデルに基づき表記。

(文字色：白色、横書き)



(文字色：灰色、横書き)



(文字色：黒色、横書き)



(文字色：白色、縦書き)



(文字色：灰色、縦書き)



(文字色：黒色、縦書き)



- (4) 旗のロゴマークに関しては、色は下記の2色とし、背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。

- ア 白色 (K0%)
- イ 黒色 (K100%)

(旗、1行)



(旗、2行)



(5) ハートのロゴマークに関しては、色は下記の7色とし、背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。

- ア 白色 (K0%)
- イ 黒色 (K100%)
- ウ 黄緑色 (C50% : Y100%)
- エ 桃色 (M60%)
- オ 緑色 (C80% : Y100%)
- カ 水色 (C80%)
- キ 赤色 (M100% : Y100%)

(ハート)



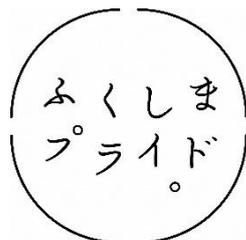
(ハート 英訳付き)



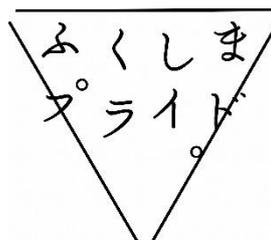
(6) 丸形、逆三角形、ひし形、六角形のロゴマークに関しては、色は下記の3色とし、背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。

- ア 白色 (K0%)
- イ 黒色 (K100%)
- ウ 赤色 (C11% : M99% : Y100%)

(丸形)



(逆三角形)



(ひし形)



(六角形)



(7) 星形のロゴマークに関しては、色は下記の単色6種、混色2種とし、背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。

ア 単色

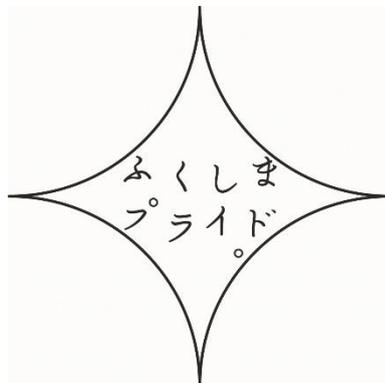
- (ア) 白色 (K0%)
- (イ) 黒色 (K100%)
- (ウ) 青色 (C100% : M70%)
- (エ) 赤色 (M100% : Y100% : K21%)
- (オ) えんじ色 (M90% : Y70% : K20%)
- (カ) 茶色 (M100% : Y100% : K70%)

イ 混色

- (ア) 混色1 (5色)
  - a 左上の曲線 (C1.57% : M100% : Y100%)
  - b 右上の曲線及び「プライド」の文字 (C85%)
  - c 左下の曲線 (M55% : Y46%)
  - d 右下の曲線 (C35% : Y100%)
  - e 「ふくしま」及び「。」の文字 (C80.4% : M21.3% : Y94.6%)
- (イ) 混色2 (グラデーション)
  - a オレンジ色 (M30% : Y50%)
  - b 水色 (C34%)

※混色2はグラデーションを使用しており、上記カラーは、一番濃い部分の色となる。

(星形)



(8) 吹き出し形のロゴマークに関しては、色は下記の2色とし、背景色は文字が読みやすければ何色でも可とする。

ア 単色

- (ア) 白色 (K0%)
- (イ) 黒色 (K100%)



(使用条件)

- 第3 ロゴマークは、別紙に定める「ふくしまプライド。」の考え方に賛同し、福島県産品の魅力やサービスの良さ等を広くPRする目的で使用する場合にのみ、その使用を認める。
- 2 ロゴマークは、「ふくしまプライド。」の趣旨に合致した福島県産品やサービス、その他取組等とともに使用すること。
- 3 第1項または第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を認めない。
- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
  - (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
  - (3) 福島県のイメージまたは品位を傷つけるおそれがある場合
  - (4) 特定の個人または団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのある場合
  - (5) ロゴマークのみを使用して、製品化して営利目的で販売する場合  
例) シール、缶バッジ等
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、不相当と認められる場合

(使用届出)

- 第4 ロゴマークを使用して製品化し、有償で頒布しようとする場合は、事前に使用届出書(別記第1号様式)を知事に提出しなければならない。
- 例) 商品のパッケージに表示する場合、農産物等を梱包するダンボールに表示する場合等
- 2 使用届出書を提出した後で、届出内容と異なる使用をする場合は、使用変更届出書(別記第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(使用改善・取消)

- 第5 福島県が、ロゴマークについて、上記第3の使用基準及び第4の使用届出を逸脱する使用を発見したときは、使用者に対し改善を求めることができる。
- 2 使用者が前項の改善の求めに応じない場合は、使用の取消を求めることができる。
- 3 使用者が前項の取消の求めに応じない場合は、基準を逸脱した使用例として、使用者に関する情報等を公表することができる。

(責任の制限)

- 第6 上記第5の使用取消によりロゴマークの使用者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。
- 2 ロゴマークの使用者が、その使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、福島県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(使用料)

第7 使用料は、原則として無料とする。

(その他)

第8 ロゴマークは、福島県の復興への取組を広く知ってもらい、風評払拭の気運を醸成するために使用するものであり、福島県がロゴマーク使用者の事業の推奨や商品等の品質保証を示すものではない。

(事務の所管)

第9 この使用基準に関する事務は、福島県農林水産部農産物流通課が所管する。

付則

この使用基準は、平成29年6月8日から施行する。

付則

この使用基準は、平成29年9月29日から施行する。

付則

この使用基準は、平成30年9月6日から施行する。

付則

この使用基準は、平成31年3月25日から施行する。

付則

この使用基準は、令和2年3月9日から施行する。

付則

この使用基準は、令和3年3月10日から施行する。

付則

この使用基準は、令和4年1月11日から施行する。

付則

この使用基準は、令和4年7月15日から施行する。

## 「ふくしまプライド。」の考え方

福島県の人々が、日々努力し、誇りを持ってつくりあげてきた、農作物や県産品、観光サービスなどを、広く全国の方々に伝える、福島県のコミュニケーションメッセージが、「ふくしまプライド。」です。

福島県のひとつひとつの農作物や県産品、観光サービスに、「つくる人の誇り」が詰まっていることを伝えていくメッセージです。

農作物、県産品、観光サービスなど、福島県で生まれ、つくられ、その価値を誇るものであれば、この「ふくしまプライド。」という言葉とともにPRすることができます。

商品やサービスの写真に、「ふくしまプライド。」という言葉力を強く堂々とのせて、発信してください。

また、その誇りの裏付けとなる事実（客観的な評価、こだわりの製法、魅力を示す言葉、安心安全のデータなど）も同時に伝えていってください。

このメッセージが広まっていくことで、日本全国の人が、福島県でつくられたものを見ると、そのものに「つくる人の誇り」を感じるようになることを、そして、福島県のものを選ぶことにも誇りを感じるようになっていただくことを目指しています。